

静岡県告示第60号

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する清水港港湾施設を同法第12条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成30年1月26日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川 勝 平 太

1 新たに管理する施設

種 類	名 称	位 置	能 力
上屋（3級）	興津13号上屋	静岡市清水区興津清見寺町 1375-35	有効面積 6,509㎡ 構 造 鉄骨造・2階

2 供用開始日

平成30年3月1日